

(別表 1)

微生物等取扱実験室の安全設備及び運営基準

レベル 1

- (1) 通常の生物系実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
- (2) 一般外来者は当該施設管理者の許可及び管理者が指定した立会いのもとに立入ることができる。

レベル 2

- (1) 通常の生物系実験室を限定した上で用いる。
- (2) エアロゾル発生のおそれのある実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
- (3) 実験進行中は、一般外来者の立入りを禁止する。
- (4) 微生物等安全管理主任者は、実験室の入り口に所定の様式により国際バイオハザード標識を表示する。

(別表 2)

微生物等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

レベル 1 の微生物等を感染または接種する動物実験は実験動物委員会が認める動物実験施設、レベル 2 の微生物等を感染または接種する動物実験は実験動物委員会及び微生物安全管理委員会が認める微生物等管理区域で行う。

レベル 1 の微生物等を感染または接種する動物実験

- (1) 通常の実験室とは独立していること。
- (2) 一般外来者の立入りを禁止する。
- (3) 防護服等を着用する。
- (4) 標準作業手順書を作成し、室内に掲示する。
- (5) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
- (6) 動物実験施設への昆虫や野鼠の侵入を防御する。
- (7) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (8) 動物実験施設の壁・床・天井、作業台、飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

レベル 2 の微生物等を感染または接種する動物実験

- (1) 入室は認可された者に限る。
- (2) 入り口は施錠できるようにする（動物実験施設の入り口でも可）。
- (3) 微生物等取扱責任者は、実験進行中は微生物等管理区域の入り口に所定の様式により国際バイオハザード標識を掲示する。
- (4) 微生物等管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (5) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレータの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (6) 糞尿、使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (7) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (8) 人防護装備を着用する。
- (9) 手洗い器を設置する。
- (10) メス、注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。